

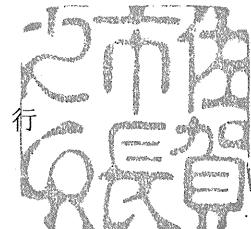
諮詢書

佐市資産第 375 号

平成19年10月16日

佐賀市個人情報保護審査会  
会長 村上英明様

佐賀市長秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づき、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1. 質問内容

固定資産地図情報及び登記情報の目的外利用について

2. 目的外利用申請課

都市政策課

3. 目的外利用を行う保有個人情報の内容

地番現況図(形状及び地番)

固定資産税の業務遂行の参考資料として作成した地図。佐賀市では、国土調査済地区の地図と未済地区の地図を1枚にして利用している。

国土調査済地区については、法務局で閲覧できる地図(地籍図)と同程度の精度を有する地図であるが、未済地区については航空写真等をもとに独自に作成した地図である。

4. 目的外利用を行う保有個人情報の利用方法

佐賀市都市計画図作成業務

都市計画業務を行う際に、地番現況図を利用して所在確認に利用する。

#### 5. 目的外利用による効果

土地の位置確認ができるために事務効率の向上が期待できる。また、市民への迅速な対応が可能となり市民サービスの向上が期待できる。

地番現況図を本業務に利用しないと、業務遂行の上で判断に時間を要するため、利用する必要がある。また、利用申請課の職員も守秘義務を負っており、みだりに当該個人情報が公開される恐れはない。

#### 6. 利用開始日

平成19年11月1日

# G I S 統合による地図情報目的外利用上の問題点と注意点

資産税課

## はじめに

G I S 統合による地図情報の取得は業務上非常に便利で効率的な作業といえます。

一方、安易な使い方をすると、個人情報の流出や市民に多大な誤解を与えることになり、修復に時間と労力を費やし困難な状況になることが予想されます。

そこで、地図情報の現状を理解され、慎重な利用をお願いします。

## 1. 地番現況図の特徴

- ・ 国土調査済地区と未済地区の地図を1枚にして作成している。

国土調査済地区については、ほぼ法務局の字図と同じであるが、二地目課税等の課税上の線を入れているので、地番と筆の形状が法務局の字図とは違う土地もある。

国土調査未済地区については、航空写真をもとに課税のために独自で作成した地図なので、法務局の地図とは違う。

- ・ 航空写真と地番現況図を重ねてしまうと、写真と地番が一致しないため、筆界の問題等混乱を招く恐れがある。

## 2. 地番現況図の取扱いの注意点

上記2. の特徴を踏まえて以下の点を厳守してください。

- ・ 場所の確認程度に使用し、印刷不可。
- ・ 市民への閲覧は厳禁。

※毎年4月、地番現況図を使用する課の課長より、上記2点を厳守する旨の誓約書の提出をお願いする予定です。

## 3. 今後の方針について

国土調査済地区については、印刷が可能にできるよう、技術的な面で、検討中です。

様式第3号（第4条関係）

個人情報目的外利用申請書

平成19年10月 9日

資産税課長 益田義人様

都市政策課長 真子孝好



保有個人情報の目的外利用をしたいので、市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

個人情報取扱 事務の名称	佐賀市都市計画図作成業務
個人情報の内容	地番現況図の形状、地番
利用業務名及び 利 用 目 的	都市計画業務を行う際に、地番現況図を参考に利用したいため。
該当する根拠条項	佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号を適用 ----- 第1号に該当する場合の根拠法令等 ( )
利 用 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 電子計算機処理に係る保有個人情報 <input type="checkbox"/> 手作業処理に係る保有個人情報
利 用 期 間	H19年10月 日 ~ 年 月 日
利 用 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事務（経常） <input type="checkbox"/> 継続事務（定例） <input type="checkbox"/> 臨時事務

## 別 紙

### 1. 利用の目的及び理由、利用方法

現在、都市計画情報に関する照会については、年間600件程度の窓口での閲覧と電話での照会の対応を行っている。今後、インターネット上においても都市計画情報を公開する予定だが、これまで同様、窓口等での確認は行われるものと考えられる。

これら都市計画情報の照会の際、土地の取引等での調査であることから地番での問い合わせが多く、ゼンリンのブルーマップで照会された土地の所在地を概ね確認し、再度都市計画図上で都市計画情報の確認を行っているが、所在地の確定に時間を要している状況である。この際、地番現況図を参考にして、照会されている土地の所在を確認したいと考える。

### 2. 利用による効果

用途地域等の照会の際、地番による確認がある程度できることから、確認の時間が大幅に短縮することができ、事務の効率化が期待できる。